

符の政治的意義

— 専制権力と交通との関係に就いての考察 —

莊 卓 燐

一、問題の所在

秦→漢初といった帝国支配の草創期に、皇帝支配は極めて不安定なものであった。秦の始皇帝によって構築された皇帝号のもとで展開される支配体制は、楚漢交代期の断絶を経て劉邦の手によって復活され、危ういながらも後世へと存続された。不安定な皇帝支配は乱れを生じる根源となったが、その最も顕著なる問題は、皇帝継承者の絶対的基準の欠如であり、帝室が定着できなかったことに帰結する。それは始皇帝の没後より、前漢景帝期における諸侯王制圧の成功に至るまで、長い年月を費やしてようやく解決を迎えた問題だとされる。混乱期の中で、符の存在は異例な皇帝継承とともに史料に登場する。

・『史記』文帝本紀

太尉乃ち跪きて天子の璽符を上る。代王謝して曰く、代の邸に至りて之を議せん、と。……丞相平等皆曰く、臣伏し

て之を計るに、大王は高帝の宗廟を奉ずるに最も宜しく称へり。天下の諸侯・万民と雖も、宜しと以為はん。臣等宗廟・社稷の為に計り、敢へて忽せにせず。願はくは大王幸ひに臣等に聴け。臣謹みて天子の璽符を奉じ、再拜して上る、と。代王曰く、宗室・将相・王・列侯 寡人より宜しきもの莫しと以為はば、寡人敢へて辞せず、と。遂に天子の位即く。

とあるように、漢の支配を動揺する諸呂の乱を平定したのち、功臣たちは帝国の秩序を再建すべく、当時諸侯王の一人である代王の劉恒を次期皇帝に推戴した、のちの漢の文帝である。右記の史料は、功臣たちが代王の劉恒を皇帝として迎え入れる際に、皇帝権力の象徴たる物品として「天子の璽・符」を奉上したことを記している。

璽と符を皇帝権力の象徴として記述することは、前漢文帝期の皇帝継承だけでなく、少し時代を遡れば秦代末期にも事例が見られる。

・『史記』秦始皇本紀

秦王の子嬰、即ち頸に係くるに組を以てし、白馬素車にて、天子の璽・符を奉じ、軛道の旁に降る。

とある。また、

・『史記』高祖本紀

秦王の子嬰、素車白馬にて、頸に係くるに組を以てし、皇帝の璽・符・節を封じ、軛道の旁に降る。

とある。秦の二世皇帝年間、全国各地から反秦勢力の蜂起が続出し、帝国の支配は弱まる一方であった。とりわけ、楚を中心とする反秦運動は展開され、秦の都である咸陽への反攻作戦が実行される。楚軍は西と南の二つの経路より咸陽侵攻を行った。そして、劉邦を筆頭とする南行軍は先に咸陽入城を果たし、秦の支配者である秦王子嬰の降伏を受けた。右の史料に見えるように、子嬰は無抵抗の状態で降伏したと同時に、秦の統治者たる証を献上した。『史記』には「皇帝の璽・符・節」と記しており、『漢書』には「天子の璽・符」と記している。両者には多少記述の差異が見られるが、子嬰の献上品をめぐる璽と符の言及は共通している部分であり、「璽・符」と皇帝継承ひいては皇帝権力との関連性は明白である。

これらの史料から、異例な権力者の交替において、皇帝権力を象徴する物品の移譲が見られる。その際には、璽と符は代表的なものとして挙げられ並列されることがわかる。璽とは、玉璽のことを指す。行政文書の発行に用いる璽は、詔書や勅令を下すときに必須な物品であり、中央集権支配において正しく皇帝の分身である。一方

で、符に関しては伝世史料からさほど言及されることなく、その実態は不明瞭であった。

ところが、近年の研究は伝世史料と出土史料を合わせ、主には『居延漢簡』『肩水金關』などの西北簡を用いて符を考察してきた。その研究成果によって、符の実態は究明されつつある。大庭脩氏は、伝世史料の記述から符は二つに割って分けたものとし、居延⁽⁴⁾で出土した符の実物を条文に見える金関との位置関係から、符の形態を「わりふ」として規定する。その使用実態は、一定の関所を通過する比較的短距離の往来に用いるものとする。関所を出入する時に、通行者はわりふの一半を持参し、関所にある他半と符合すれば通過できると想定される。富谷至氏は、符を二枚一組の「わりふ」であり、その側面に刻歯を施したものと規定し、大庭氏と共通な見解を示す。が、その使用実態を更に限定し、符は諸々の「わりふ」と機能を異とし、符の使用は関所の通過に限定されたものである。しかも、それは一定の関所を通過するにあたって、特定の用務において、封印の手間などの煩雑さを省略した簡易な通行証であるとする。

以上の先行研究を踏まえれば、符とは関所通過のときに用いられる通行証であるとわかる。関所通過に用いる符は、広義的に規定してもあくまで交通に関わる物品に過ぎないのである。それに対して、秦王子嬰の降伏および漢の文帝即位の事例に、璽と並列される符は、すなわち皇帝の分身と同等のものであると推定され、皇帝権力の問題との関連は予想されるが、果たして交通の機能を掌る符は、なぜ皇帝権力の象徴にたり得るのか、との疑問を残す。

現行の研究は、史料の限界により辺境地域に当たる居延と金闐など、限られた地域のみで符を考察することにとどまっている現状である。しかしながら、秦漢帝国のような律令制度が発達している国家体制の中で、中央政府の規定は国内のあらゆる地域に等しく適用すると想定される。したがって、居延と金闐に見える符の規定は漢帝国内のあらゆる関所にも共通していると言える。本稿はそのような研究視点を踏まえた上で、符の政治的意義を探り、その背後に秘められた時代性を明らかにし、古代帝国の支配構造について論じてみたいと思う。

二、符の基本情報

まず、符そのものを再確認するため、符に関する史料を整理したい。秦漢時代の符を研究するに際し、次の『説文解字』の説明は基本的なものとなっている。

符、信なり。漢制は竹を以てし、長は六寸、分ちて相合す。⁽⁶⁾とあるように、『説文解字』は符の基本情報を簡潔に記した。それによれば、符とは信⁽⁷⁾と同質なものである。漢の制度では竹を用い、長さは六寸(約一四〇―一五センチ)であり、これを二つに分割したものを合わせるものである。『説文解字』の記述に見える「漢制」とは、凡そ前漢文帝期の規定である。

・『史記』孝文本紀、文帝二年九月条
初めて郡国の守・相とともに銅虎符・竹使符を為る。⁽⁸⁾
とあり、

・『漢書』文帝紀、文帝二年九月条

初めて郡の守とともに銅虎符・竹使符を為る。⁽⁹⁾

とある。それによれば、前漢文帝期に中央政府は「初めて」符を地方に普及させ、郡国の役人に銅虎符と竹使符二種類の符を分け与えた。右記の条文を理解するため、後世の学者は様々な考証を加えた。『史記集解』と『漢書』注は応劭の言葉を引き、

応劭曰く、銅虎符は第一より第五に至る。国家当に兵を發たんとし、使者を遣はして郡に至りて符を合せしめ、符合すれば乃ち聴して之を受く。竹使符、皆竹簡五枚を以てし、長は五寸、篆書を鐫刻し、第一より第五に至る、と。⁽¹⁰⁾

とある。それによれば、銅虎符は第一から第五までである。国家が兵を動員しようとする際に、使者を郡へ符を合わせるために派遣し、符が合致すれば命令をきくものである。竹使符は竹五枚で作り、長さは五寸(約一二〇―一三センチ)、篆書を彫刻してあり、第一から第五までである。また、同じ箇所における『漢書』顔師古注には、師古曰く、郡守とともに符を為るとは、謂ふところは各其れ半に分け、右は京師に留め、左は以て之に与ふ、と。⁽¹¹⁾

とある。それによれば、条文にある「郡の守(長官)と符を為る」とは、符を二つにわけて両者がそれぞれ半分を保管し、右は都長安に置き、左は郡の長官に与えるとのことである。さらに、『史記索隱』は『漢旧儀』を引き、

『漢旧儀』に、銅虎符は發兵、長は六寸。竹使符は出入・徵發、と。⁽¹²⁾

とある。右の条文によれば、銅虎符は兵を動員する際に使用するもので、長さは六寸。竹使符は出入りと徵發の際に使用するものであ

る。

以上の「漢制」に関わる情報をまとめると、漢代における符の制度はおよそ文帝期に成立したものである。成立した時点で、長六寸の銅制符と長五寸の竹製符が存在し、前者の場合は軍事上での使用であり、後者の場合は行政上での使用である。中央政府と地方の役人はそれぞれ符の半分を持ち、有事の際には符を合わせることで真偽を確かめた上で行動する、という仕組みとなっている。中央から発令された規定が、地方まで徹底されていくことは、まさに権力そのものである。中央と地方を繋ぐ符が、皇帝権力の問題と関わる片鱗が見えるのではないかと思う。

一方で、漢の制度は秦の制度を継承することが多いと言われる。秦の時代において符の規定は始皇帝期に見られる。『史記』秦始皇本紀二十六年条に、

数は六を以て紀と為し、符・法冠は皆六寸にして輿は六尺、六尺は歩と為し、六馬に乗る。¹³⁾

とある。その意味は、数字は「六」をもってひと区切りとする。符・法冠はすべて六寸で、輿は六尺で、六尺をもって歩とし、六頭立ての馬車に乗ると。時代から鑑みれば、始皇帝が規定した符は、そのまま秦の継承者に伝わった可能性が高く、前述に見える秦王王子嬰が持つ符と同質なものではないかと考えられる。また、右記の条文を理解するために、『史記集解』は張晏の言葉を引き、

張晏曰く、水、北方なり、黒なり。終数は六なり、故に六寸を以て符と為し、六尺を以て歩と為す、と。¹⁴⁾

とある。右記によれば、水徳を代表するものとして、方角は北方であり、色は黒である。示す数字は六であり、ゆえに六寸の長さで符・歩を規定したのである。このように、秦の始皇帝が規定し秦王王子嬰が劉邦に献上した符の長さは六寸であると理解でき、前漢文帝期の規定に見える六寸符と一貫する。これによって秦漢帝国は符の制度において連続性を持つと指摘できよう。ちなみに、現在発見された秦代の虎符は数点ほど確認でき、その中で最長たる杜虎符は九センチ強であり、約四寸前後である。始皇帝と子嬰が持つ符は軍事用途とされる虎符とは別物だとわかる。

以上が伝世史料から見られる符に関する記述である。これらの史料から概ね符の実態を思い描くことも可能であろうが、漠然とした記述が多い上に後世の考証が入り交じった状態であるので、符の実態を究明するのに限界があった。そこで、近年の研究では出土史料から符の実物を活用し、並びにその上に書かれている符の規定に関する条文を分析し、具体的な符の使用実態がより鮮明に究明されつつある。本稿は居延¹⁵⁾で発見された符（以下居延符と称する）を中心に検討したいと思う。まず、左のように居延符に書かれている条文を並べる。なお、簡牘の番号は『居延漢簡(弐)』(中央研究院歴史語言研究所、二〇一四)・『居延漢簡(壹)』(中央研究院歴史語言研究所、二〇一五)・『居延漢簡甲乙編』(中華書局、一九八〇)の編集番号に従う。

・簡【一一・八】

〔與〕金關為出入六寸符從事

(金関と「与」に出入する六寸の符を為り、事に従ふ。)

・簡【二一・二六】

出入六寸符券齒百從一至「千」百卅三

(出入する六寸の符券、齒は百、一より「千」に至る。百卅

三)

・簡【六五・七】

始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千

左居官右移金關符合以從事 ・第八

(始元七年閏月甲辰、居延は金関と与に出入する六寸の符券

を為る。齒は百、第一より千に至る。左は官に居き、右は金

関に移し、符合すれば以て事に従ふ。 ・第八)

・簡【六五・九】

始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千

左居官右移金關符合以從事 ・第十八

(始元七年閏月甲辰、居延は金関と与に出入する六寸の符券

を為る。齒は百、第一より千に至る。左は官に居き、右は金

関に移し、符合すれば以て事に従ふ。 ・第十八)

・簡【六五・一〇】

始元七年閏月甲辰居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至

千」

(始元七年閏月甲辰、居延 金関と与に出入する六寸の符券を

為り、齒は百、第一より千に至る。)

・簡【二二・一七】

□寸符券齒百從第一至千左居

(□寸の符券、齒は百、第一より千に至る。左は居)

・簡【二七四・一〇】

□居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千左居・符合以從

事 ・第七

(□。居延 金関とともに出入する六寸の符券を為り、齒は百、

第一より千に至る。左は居□、符合すれば以て事に従ふ。

・第七)

・簡【二七四・一一】

□居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至□居官右移金關

符合以從事 ・第十九)

(□。居延 金関とともに出入する六寸の符券を為り、齒は百、

第一より□に至る。□は居官、右は金関に移し、符合すれば

以て事に従ふ。 ・第十九)

・無号簡 (EJ28:16)

元鳳二年二月癸卯居延與金關為出入六寸符券齒百從第一至千

左居官右移金關符合以從事 ・第九百五十九

(元鳳二年二月癸卯、居延 金関とともに出入六寸符券を為り、

齒は百。第一より千に至る。左は居官、右は金関に移す。符

合すれば以て事に従ふ。第九百五十九)

以上のように居延で発見された符の实物、その上に書かれている

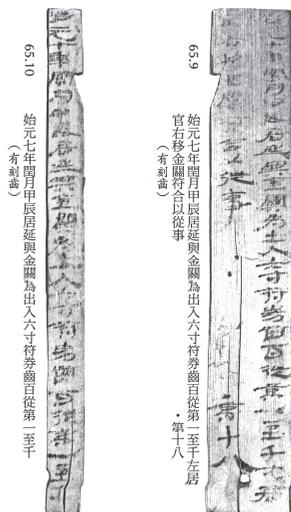
条文を九点ほど並べた。右に見えるように、符そのものに記される

条文はどれも類似している。以下は簡【六五・九】と簡【六五・一

〇】を取り上げ、その特徴を分析したいと思う。

まず、この二枚の簡は写真(図一)から確認できるように、切込

【図一】居延の符
 (簡牘【六五・九】および簡牘【六五・一〇】)



(出所)『居延漢簡(老)』(中央研究院歷史語言研究所、二〇一四)より引用

みの位置からして一つの木片より左右に分割されたものと推定される。そして、簡【六五・一〇】の条文は欠損しているが、完全な状態である前半部分の条文に限っていえば簡【六五・九】とは全くの同文となっている。おそらく、欠損している後半部分も同じ条文が書かれていると推測される。その意味するところは、始元七年(前八〇年)¹⁶⁾閏月の甲辰の日に、居延(都尉府)と金関とのあいだで出入する六寸の符券をつくる。齒は百、番号は第一から千まで、左は官(居延)におき、右は金関に移し、符合すれば事に従う、とのことである。すなわち、簡【六五・九】と簡【六五・一〇】の二枚の木片は左右に分割されたもので、片方は居延都尉府に置き、片方は金関に置く。予め左右に分割された符だが、居延から出発する符の使用者は符の半分を所持し、金関に到着し次第そこに保存される残りの半分と突き合わせ、左右が符合すれば「事に従う」¹⁷⁾「関所を通過させる」という使用実態となっている。以上の使用形態から、大庭脩一九八二や富谷至二〇一〇などの先行研究が指摘したように、

古代帝国における符の実態はまさしく「わりふ」であり、右記の『居延漢簡』簡【六五・九】と簡【六五・一〇】は符の使用を想定するのに典型的な例とすら言えよう。

右記の条文にある「第一より千まで」の記述から、およそ一から千までの番号が振られていたと推定される。簡【二七四・一〇】の「第七」と無号簡(EJ28:16)の「第九百五十九」の番号から、おそらく千点ほどの符・券が作られ発行されたと窺える。これほどの製作数からして、おそらく地方の役人だけではなく、一般民衆にも使用対象となっていると想定される。『肩水金關漢簡』に見える吏の家属(＝一般民衆)が使用する符、いわゆる家属符の発見は、その傍証となろう。すると、前述した文帝期の規定に見えない一般民衆が使用する符は、①以前より一般民衆のみを対象として使用される符は、文帝期の規定によって新たに政治的な役割を付与され、役人に政治任務を遂行させるため符の使用を導入した、②本来は地方の役人のみが行政上使用する符だが、時代が変遷するにつれて一般民衆に普及し制度上の拡大があった、の二通りの可能性がある。さらに言えば、符の材質にも気になる点がある。右に並べた居延符は凡そ一五センチの長さで、六寸に該当するその長さは伝世史料と合致する。しかしながら、材質に関しては、前記の伝世史料から漢代の符は銅か竹を材質とすると明記されているのに対し、居延で発見された符はどれも木を材質とするものであった。この伝世史料の記述と出土文物との齟齬について、榎山明氏は「わりふ」作成の技法や竹の産地・分布地域などの側面から理解する。氏の理解に沿えば、符は現地で材料を調達して現地で制作される。漢帝国の中心

地たる関中地域をはじめ、帝国が支配する内陸地域は竹の産地に該当するので、自然と符は竹を材質とする規定となった。したがって、水が枯渇する辺境地域において、竹の調達が困難な環境の中で、居延や金関から発見された符は木を材質とするわけである。すなわち、竹の産地でのみ使用される符は、次第に辺境地域まで伝わっていく現状を示し、前漢初期から武帝以後に至るまで、地域の観点より符は制度上の拡大があったと指摘できる。このような推論に基づけば、関中地域（＝竹の産地）のみを支配する漢帝国は次第に全国支配を果たし、帝国の国境線は内陸から辺境へと移動したことを意味することになる。

三、律令に見える符の規定

前節は伝世史料と出土史料を合わせて、使用実態を中心に符をめぐる基本的な情報を確認した。それらの情報を整理すると、符とは通行規制を解除するためのツールであり、専ら関所通過に用いられるものだとわかり、先行研究と同様な見解に至ったのである。そして、そのような交通的な機能を持つ符は、秦の始皇帝が規定したものの、及び漢の文帝が地方の役人に分け与えたものであると推定でき、交通の面だけではなく皇帝との関わりから政治的な要素を包含していることは明白である。本稿の問題提起となる皇帝権力の問題と一貫しているように思われる。

さて関所の通過に用いる符は、交通的な面から切り離して考える場合、どういった政治的意義を持つか、皇帝権力とどう関係するか、秦漢時代の律令規定を手掛かりに考えたいと思う。その前に、まず

「睡虎地秦簡・為吏之道」⁽¹⁸⁾から

口者、關。舌者、符璽也。璽而不發、身亦毋薛（辭）。

（口は、関なり。舌は、符・璽なり。璽しても発せざれば、身も亦た辭ならず。）

との譬えが見られる。断片的ではあるが、符と璽の関連性を確認できる文章ではないかと考える。璽といえは、『史記集解』の注にある「秦以來、天子ひとり印を以て璽と称し、またひとり玉を以てし、群臣敢えて用ふる莫し」⁽²⁰⁾の記述により、秦代以降皇帝の印のみ「璽」と称されることがわかる。そのことから璽の使用を皇帝個人に直結して関連させる傾向はある。しかしながら、秦代以前の時代において璽はより広く使用されていたとされ、必ずしも皇帝の玉璽が符と関連するとは言い切れない。ただし、個人で使用する印章を「印」と称し、公務で使用する印章を「璽」と称することは、戦国時代末期になると歴史的にだいぶ成熟し定着したと思われるので、符の発行は公的なものとして考えて差し支えないのであろう。そして、秦漢帝国のような律令国家体制の中で、璽によって発行された符は律令規定との関連性が否めないところがある。

さらに、璽と符の関係性を肯定するのに傍証となるのは、璽符令・璽節令の存在である。『漢書』「百官公卿表」少府条に符節令の名称が見られる。符節令とは、名の通り符と節を管轄する役職であり六百石の官職である。符節令の官署は符節臺といい、『漢書』「霍光伝」孟康注によれば皇帝の玉璽はそこに保管されるという。『漢書』「霍光伝」に尚符璽郎中の名称が確認でき、『後漢書』「百官志」に尚符璽郎中は符節令の属官であると明記されることから、符節令

は璽・符・節の保管を一任される官職として理解できる。したがって、璽・符・節は用務上に重なるところがあると推定できると同時に、璽と同等に保管される漢初の符・節の重要性その一端を窺えよう。

漢代の符節令の前身は秦代の璽符令である。⁽²²⁾ 伝世史料から璽符令を歴任した人物は見当たらないが、始皇帝の巡行中に符璽令の仕事兼行した趙高の事績から、符璽令の実態の一斑が見える。中華世界をはじめ併合した秦の始皇帝は、統合された地域をめぐって五回にわたる天下の巡行を行った。稲葉一郎氏は始皇帝が残した刻石を分析し、巡行が秦の統一政策を地方に定着させるための政治行動であるとし、鶴間和幸氏は巡行の途中に行った祭祀に着目し、始皇帝は秦の祭祀方法を用いて旧六国の祭祀を踏襲することで、旧六国の民に尊重の姿勢を見せ、柔軟な統治を実現させたとする。すなわち、始皇帝の巡行は明白な政治目的があってこそ行動である。そして、中車府令の官職として第五回の巡行に随行した趙高は、「李斯列伝」にみえる「中車府令趙高兼行符璽令事」の記載のように、巡行中は符璽令の仕事兼行したという。中車府令とは、『史記集解』が伏儼の言葉を引用した「乗輿・路・車を主る」の注が言うように、巡行中の車を統括する役職である。車を統括する仕事とは、馬車の整備や御者の統括などだけではなく、道路の進行状況にも責任を持つと予想され、無論関所を通過する手続きも含まれ、本稿で検討してきた通行証である符と関わる。今までの情報を総合すると、符と璽を同時に所持する趙高は、関所を通過するにあたって符を発行するための玉璽の管理を任せられたと想定される。そうでなければ、

ば、御者を統括する役職ごときに、皇帝の分身とすら言える玉璽を任せたとはいえにくい。したがって、皇帝が地域を移動するに際し、符をはじめとする通行証を用いて通関したと想定でき、帝国の最高権力者とはいえ璽に関所を通過したわけではなく、正式な手続きを経てはじめて地域移動が可能となったのである。趙高は符と璽を管轄し、始皇帝の巡行中における関所通過を手続き面より補佐し、巡行中に始皇帝に謁見できる数少ない人間の一人となったわけである。さらに付け加えると、趙高は二世皇帝に法律の知識を教授する役目を担った者として知られ、法律の専門家でもある。始皇帝の巡行に中央政府の官僚が全員付き添ったわけではなく、官職的に必要性がある者のみ随行したとされる。わざわざ法律専門家の趙高を随行させたことから、通関手続き及び符の発行、とりわけ広範囲地域移動における複数の区間を出入りするための符を発行するにあたって、高度な法律知識を必要とする可能性がある。

このように、符の発行は璽と関わっていることが明白である。しかしながら、今日までに発見された符の実物にそれを確認することができないのである。当初から封泥に捺印されたのか、もしくは律令制度の発展に伴い、皇帝の勅令を意味する玉璽の捺印は、支配領域が拡大するにつれて次第に「如律令」に代替されていったのか。様々な可能性が想定される。通行証に印章を押す行為は、真偽を確かめる目的もあるが、発行者／部署による権威の付与を意味するところもある。近現代において、旅行者に国家（外務省）から捺印された旅券が発行され、それを所持することで他国に滞在しても害意から安全が保障されるのは、国家の権威が背後に付随しているか

らである。大庭脩一九八二が古代のパスポートと定義する秦漢時代の符も、璽によって行政機関ないしは皇帝の權威が付与されたと思定される。

国家の權威を背後にした符は、行政機関に発行されたのち、どういった扱いをされていたか、出土史料に見える秦漢律令の規定を参考にしたいと思う。「睡虎地秦簡・秦律雜抄」に

・簡【四〇五】

游士、在亡符、居県貨一甲。卒歲、責之。・有為故秦人出、削籍、上造以上為鬼薪、公士以下刑為城旦。・游士律

（游士在りて符を亡くせば、居る県に貨に一甲。卒歲となれば、之を責む。・故の秦人たりて出づること有れば、籍を削る。上造以上は鬼薪と為し、公士以下は刑して城旦と為す。・游士律）

とあるように、関所を通過したのち使い捨てるのではなく、符の使用者にはそれを所持し続ける義務が生じる。それと類似する規定として、「睡虎地秦簡・法律答問」に

・簡【一八四】

客未布吏而与賣、貨一甲。可（何）謂「布吏」、詣符伝於吏是謂「布吏」。

（客未だ布吏せずしてともに賣えば、貨に一甲。何を「布吏」と謂ふか。・符伝を吏に詣すことは「布吏」と謂ふ。）とあるように、符・伝などの通行証の所持者はそれを役所に届け出す（布吏）まで、商売してはいけないとの規定である。したがって

符の使用者はそれを役所に届け出す義務があると窺える。符を「亡」した場合は罰金刑に処され、一甲の罰金とされる。おそらく役所に届け出さないことも「亡」の範疇に収まるので、「法律答問」に見える規定違反をして商売した者は「与同罪」で一甲の罰金と処されると理解できよう。この罰金刑の金額は「二年律令・賊律」に

・簡【五一】

亡書、符、券、券、入門衛木久、塞門・城門之鑰、罰金各二兩。
（書、符、券、門衛に入るの木久、塞門・城門の鑰を亡くせば、罰金に各二兩。）

との記載と共通する。陶安あんど氏によれば、秦漢時代の律令に記載される罰金刑は三等級あり、秦は一盾・一甲・二甲であり、漢は一兩・二兩・四兩である。したがって、秦の「貨一甲」は漢の「罰金二兩」と同等である。符を「亡」した罰として比較的重い第二級の罰金刑を処されることとなり、その処置は秦漢時代を貫通して連続性を持つ。

また、符はあくまで個人が所持するものであり、他人への移譲は認められない。「二年律令・津関令」に

・簡【四八八～四九一】

一、御史言、越塞闌関、論未有令。・請闌出入塞之津関、黥為城旦舂、越塞、斬左止（趾）為城旦、吏卒主者弗得、贖耐。令・丞・令史罰金四兩。智（知）其請（情）而出入之、及假予人符伝、令以闌出入者、与同罪。非其所□為□而擅為伝出入津関、以□伝令・闌令論、及所為伝者。県邑伝塞、及備塞都尉・関吏・官属・軍吏卒乘塞者、禁其□弩・馬・牛出、

田・波(陂)・苑・牧・繕治塞、郵・門亭行書者得以符出入。・制曰、可。

(一)、御史に言へらく、塞を越え関を闕すること、論ずるに未だ令有らず。・請ふ。闕して塞の津関を出入するものは、黥して城旦舂と為す。塞を越えるものは、左止を斬りて城旦と為す。吏・卒 主なる者を得ずんば、贖耐す。令・丞・令史 罰金すること四兩なり。其の情を知りて之を出入せしめ、及び人に符・伝を仮予し、以て出入を闕せしむる者は、与同罪とす。其の□する所に非ずして□と為して擅まに伝を為りて津関を出入するものは、□伝令・闕令を以て論じ、伝を為る所の者に及ぶ。県邑の伝・塞、及び備塞都尉・関吏・官属・軍吏・卒の乗塞者は、其の□弩・馬・牛の出づるを禁ずるも、田・陂・苑・牧するもの、塞を繕治するもの、郵・門亭の書を行るものは、符を以て出入するを得んことを、と。

◎制して曰く、可なり、と。

及び、

・簡【四九六～四九七】

□、相国上内史書言、請諸詐襲人符伝出入塞之津関、未出入而得、皆贖城旦舂。将史智(知)其請(情)、與同罪。・御史以聞。・制曰可。以闕論之。」

(□、相国 内史の書を上りて言く、請ふ。諸そ詐して人の符・伝を襲ひて塞の津関を出入し、未だ出入せずにして得れば、皆な贖城旦舂。将史 其情を知らば、與に罪を同じくすと。・御史 以聞す。・制して曰く、可なり。闕を以て之を

論ず、と。

とある。右に見えるように、符や伝などの通行証は他人への移譲が認められず、その規定を破った場合移譲者と被移譲者両方が刑罰の対象となり、贖城旦舂の刑罰で論断される。符の個々人が所持する側面から、林巳奈夫氏や永田英正氏などの先行研究は、符には身分証明の機能が備わっていると指摘したのであろう。

右の史料を総合すると、符の使用者は、①符を亡くさないように保管し続ける義務がある、②あくまで「個」が所持することに徹する、③役所に届け出す義務がある、とのがわかる。更に大庭脩氏などの先行研究が指摘したように、④符の使用者は出発地に戻る必要がある。これらのような条件が揃えば、たとえ戸籍が登録してある本貫から離れたとしても、符の使用者は、①で旅行中は符を所持し続け、②で他人と交換したりしない状態で、③で役所に届け出せば、地域移動における大まかな情報が得られ管理し得る。そして④で符の使用者は本貫に戻還して再び戸籍による束縛を受けるようになる。右記の「秦律雜抄」に見える游子律後半の条文に「籍を削る」云々の規定からも、符の規定は戸籍と関連することを示唆する。したがって、行政機関は符という「個」が所持する媒体を通して、個别人身的支配までは行かないとしても、移動する人々をきちんと把握し管理する意図があったのであろう。

右に見えるように、符を所持しない状態が一年以上続けたら、さらに問い糾すとの規定がある。戸籍を持たない把握不能な旅行者を

野放しすることができない、という風に理解できよう。律令に見え、所在確認の点呼（（会））に応じない場合は逃亡罪扱いとする、との規定と同様に、「之を責む」とは、おそらく逃亡罪に準えて処罰することであろう。その場合「二年律令・亡律」に

・簡一五七

吏・民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、繫城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出殿（也）、答五十。給連事、皆籍亡日、輒數盈卒歲而得、亦耐。

（吏・民亡して、卒歲に盈つれば、耐とす。卒歲に盈つざれば、繫して城旦舂とす。公士・公士妻以上官府に作するは、皆な亡日を償ふ。其れ自ら出づるや、答五十とす。連事を給へ、皆な亡日を籍し、輒数の卒歲に盈ちて得らるるも、亦た耐とす。）

とある。逃亡罪に準えて論断する場合、逃亡日数に応じて耐か城旦舂かの労働刑が下される。ある意味、労働刑罰の名籍に強制的に移動させ、戸籍から把握できない人間を再度きちんと把握しなおすための処置である。しかも、一般民衆だけではなく、吏（政府の役人）でも逃亡罪は適用される。前記に見える文帝期の規定で地方の役人に符を分け与えることと何らかの関連性があると連想させる。

逃亡罪は役人（吏）にも適用する以上、符を媒介とする「個」に対する掌握は一般民衆に止まらないことを示す。臣民に等しく適用されるその支配原理は、秦漢帝国の国家構造として理解すべきであろう。したがって、前記の文帝期に地方の役人に符を分け与えた規定は、地方役人の移動を把握することによって、地方に対する中央

管理を強化することが目的であり、いわゆる中央集権支配の一環として位置付けられよう。

四、符の出現時期

律令の規定を考察することによって、符を用いて移動する人間を掌握する仕組みが明らかとなった。しかしながら、右の考察の中で支配の拡大や管理の強化などの面も見られ、当初から前節にまとめた支配構造になっていたわけではないと思われる。その拡大の元、いわゆる権力の核的な部分は、やはり皇帝継承に見える符がそれに該当すると見て差し支えなからう。

今までの考察により、符と関所の関係性は肯定された。文献史料の記述によれば、符の制度は随分古いとされる。例えば『六韜』（23）は、長さによって細かく分類される様々な符について言及し、伝説時代である周の時代に符の存在を示唆する。ところが、通行規制を解除するための符は、まず通行規制の出現が前提条件であり、周代まで遡るとは考え難い。関所の存在が符を使用する前提となるので、符の出現時期の上限は大幅に狭まる。

中華世界の地域区分はおよそ秦から前漢時代にかけて行われた。

その特徴として、郡県なる体制のもとで、中央政府は支配地をきちんと分け、行政区画し直轄的な支配を行ったとされる。そのような地域整理が成熟してくることは、おそらく「古代」のはじまりとして位置づけられよう。古代以前の郡県制国家に先立つ時代は、原始的な邑国家時代あるいは邑土国家時代と呼ばれる。木村正雄氏によ

れば、それは中国原始農耕の始源から、夏・殷・周時代を経て春秋時代中期に及ぶ極めて長い年代を含んでいる。この間において社会は徐々に発展し変化したとはいふものの、基本的には氏族制的原始社会の域を出ず、国家は、河辺の小高い丘を中心に、孤立点にする邑を基礎に、またはそのような邑を単位に構成されていた。邑国家は、時代が経過し、氏の分立、即ち封建が進行するにつれて、次第に複雑になり、一つの邑によってではなく、多くの邑から構成されるようになった。氏族制から宗族制へ、即ち姓集団の中に氏集団が分立してくるのは、嫡長子相続制の形成と表裏するもので、それは殷代末期には既にはじまっており、周初以来極めて盛んとなったと伝えられ、次第に春秋時代の国々へと発展していくのである。

邑として点在する春秋時代の国々であるが、思想家である老子が思い描く「隣国が相ひ望み、鶏狗相ひ聞こえ、老死に至るまで相ひ往来せず」という小国寡民の国家像のように、互いの干渉は深くない時代である。そのような情報交換が乏しい時代において、国境線というものは曖昧なものだと推定できる。春秋時代の国境線について言及した左の記事に注目したい。

・『説苑』貴徳篇

齊の桓公 北のかた山戎氏を伐ち、其の道燕を過ぎ、燕君逆えて境を出づ。桓公管仲に問ひて曰く、諸侯相逆えるに固より境を出でるか、と。管仲曰く、天子に非ずんば境を出でず、と。桓公曰く、然らば燕の君畏れて礼を失はんや。寡人道にして燕君に礼を失はしむるなし。乃ち燕君の至る所の地を割ひて以て燕君に与ふ、と。諸侯之を

聞き、皆な齊に朝す。⁽³³⁾

右の故事は、前漢時代に劉向が編纂した『説苑』に収められたものである。その内容は春秋初期の一場面を描く。春秋時代の覇者とされる齊の桓公は北方の少数民族である山戎の討伐に出撃し、北方へ向かうために燕の国を通過する必要があった。その際に、燕の君主は齊の軍勢を迎えに出たが、不意に燕国の国境線を越えて齊の境内に入ってしまったのである。桓公とその臣下である管仲の会話から、礼に則れば一国の君主でありながら、他国の領域に進入しているのは、ただ周の天子のみである。したがって、礼を損なわないように、桓公は燕の君主が入っていた領域を燕に割譲した。礼を保つために自身の利益を顧みない桓公の行為に対し、諸侯たちは感服し齊を諸侯の長として認めた、齊の覇業のはじまりとされる故事である。この故事において、燕の君主が不意に齊国の境内に「進入」したことから、燕・齊ともに国の境目に目立つ印を置いていない、もしくは兵士の警戒を設けていないことが推定できる。その環境から、国の範囲はさほど問題視されていないと想像でき、「国境線」のありかは曖昧である。この時代の「国境線」は、国と国の精神的な結び礼によって保たれていたものである。ただし、領土の割譲を行ったことから、春秋時代の国々は自国の領土について大まかな把握はしているとも窺える。

周の封建制のもとでは千八百の国があったとされる。むろん、原始社会においてそれはすべて邑を基盤とした都市国家だったと考えられる。春秋時代には数十に併合され、戦国時代には主に七雄と呼

ばれる七つの国にまとまっていく。このような発展過程を経て、中華世界は古代へ進展し、郡県制国家の出現を促した。ところが、国々が消滅しても、都市そのものは消えていくわけではない。むしろ、地域のもっとも基本的な都市の適性規模を有する都市国家は郡県の基盤になっていると考えられる。鶴間和幸二〇一三は、これを中国固有の初期的国家と称し、城壁に囲まれ、社稷（土地神）と宗廟（同族集団の祖先神）に守られ、周囲は山川の自然に囲まれた都市が、人々の適性な活動範囲にあるという意味でも、地域が一つの国家（中国固有の社稷・宗廟を同じくする集団としての国家）を形成していたとする。

鶴間氏の指摘にしたがえば、郡県のもととなる都市国家というのは、城壁に囲まれた閉鎖的な空間を基礎とするものである。城壁に囲まれる城郭は、遅くとも春秋戦国時代には普及した。諸侯の居住する都城をはじめ、その他の聚落等にも城壁が築かれていた。秦漢時代に至っては、城郭内の定住は一般的に受容され、漢帝国の民のあるべき姿として捉えられている。那波利貞氏は、司馬遷や班固が、匈奴や烏孫などの遊牧民を「一行国随畜の民」と呼称し、定住農耕「城郭の民」である漢民族と区別したと指摘した。言うなれば、城郭の形成をはじめとする邑国家から郡県制国家への発展は、解放的な地域観が閉鎖的なものへと移行することを意味する。一方、城郭の起源について

・『太平御覽』卷一九三引『吳越春秋』

鯨城を築きて以て君を衛り、郭を造りて以て人を居らしむ。此れ城郭の始まりなり。⁽³⁵⁾

とある。右記の史料から、早くは夏の時代より城郭の建築はされてきたと記している。むろん、後世の記録から伝説時代の出来事そのまま信用するわけにはいかない。仮に右の記事を信じたとしても、『淮南子』原道訓に「昔者、夏の鯨三仞の城を作り、諸侯之に背く。海外狡心有り。禹天下の叛するを知るや、乃ち城を壊し池を平にし、財物を散し、甲兵を焚き、之を施するに徳を以てす⁽³⁶⁾」の記述のように、鯨が築いた城は、諸侯・民の不満をつつたために、鯨の子の禹が壊したのである。すなわち、夏の時代に城郭は一度建設されたとしても、長く続けられることなく廃止されたと窺える。また、関野雄氏は、甲骨文字の「國」の字が「或」と表わされているのは、殷の都に城壁がなかった証拠とする。その研究を踏まえた上で、五井直弘氏は、青銅器銘文から「國」字の使用例を集め、西周時代において國字の囲いは必ずしも一般的ではなく、それが多くなるのは春秋時代に入ってからであるとし、城郭の出現は春秋以降との可能性を提示した。

右記の先行研究の考察により、夏・殷・周の時代に城郭の建設は制度的に成熟していないことが明らかである。そして春秋時代に入り、邑を主体とする都市国家の初期において、人間活動の適性に基づいて形成した邑共同体が最初から城壁を築いて人間活動を制限するとは考えられない。都市に城壁を築くようになり、自国の封君の邑を合わせた広範囲の「國」を守るために領土の境目に城壁（＝長城）を築くことがその延長線上にある状況であるとすれば、戦争の白熱化が国境線の出現を促したのである。城壁が形成されて以降、それぞれの国の領域に入るために、城壁を潜り抜けなければならず、

設けられた関所を通過する必要が生じる。関所の設置は、凡そ春秋時代から存在が確認され、戦国時代では設置されることが多いと指摘される現状と合致する。

したがって、古い時代より使用されていた符はあくまで限られた地域の使用に過ぎず、符の普及はおよそ春秋末く戦国初期であると推定される。筆者が集めた符の史料の中で、春秋三伝をはじめとする春秋時代を記す書物から符に関する記述が全く見られないことはこの事実の傍証となろう。『春秋』とは、魯の隠公元年（前七二二年）から魯の哀公一四年（前四八一年）までの記述をおさめる書物である。史料の残存状況から『春秋』の原本を確認することはできないが、その注釈書である『春秋公羊伝』・『春秋穀梁伝』・『春秋左氏伝』を通して春秋時代の歴史の一端を窺える。春秋三伝に符の記事が見られないことは、春秋時代においてまだ符は出現していない、もしくは使用する地域が限られていてまだ普及していないことを意味しよう。さて、このように中華世界の環境変化に普及を促された符は、こういった歴史の変遷を経て秦漢帝国に継承され、皇帝権力の問題と関わっていくかを考えるため、ここは節を改めたい。

五、「国符」の使用 — 符に外交的役割の付与へ

春秋く戦国への時代変遷は、戦争の激化を特徴として捉えられる。国家の防衛に当たって国境線上に長城を築いた戦国時代の国々は、地域と地域の隔たりを促進させた。その状況の中で、地域の移動は様々な通行証を用いる。本稿が注目した符はその内の一種であり、主には関所通過の時に用いるものであることは前述した通りである。

戦国時代における符の使用を考えるに際し、左の史料を参考したい。

・『史記』楚世家

齊王大に怒り、楚符を折りて秦に合す。⁽³⁹⁾

・『史記』蘇秦列伝

今、王若し禍によりて福となし、敗を転じて功となさんと欲せば、則ち挑みて齊を覇として之を尊ぶに若くは莫し。使をして周室に盟はしむるに、秦符を焚き、其の大上の計は秦を破らん。其の次は必ず長く之を賣せんを言ふ、と。⁽⁴⁰⁾

・『史記』張儀列伝

乃ち勇士をして宋に至らしめ、宋の符を借り、北して齊王を罵らしむ。齊王大ひに怒り、節を折りて秦に下る。⁽⁴¹⁾

・『戦国策』魏策

又た身を秦に自醜し、之にいでたちて天下の秦符を請ふるは、臣なり。⁽⁴²⁾

・『戦国策』燕策

則ち遙かに齊を伯として厚く之を尊ぶに如くは莫し。使をして周室に盟はしむるに、尽く天下の秦符を焚き、約して夫れ上計は秦を破らん。其の次は長く之を秦に賣せんを曰ふ、と。⁽⁴³⁾

右記のように、戦国時代に登場する符は、国と国の関係性を語る記述に散見され、初歩的に符とは外交に関わる物だと予想できる。下線部から「国名」＋「符」の使い方が見られ、本稿ではこれを「国符」と呼称する。従来では、これらの符は盟約のシルシとして考えられてきた。例えば右の『戦国策』に見える「秦符を焚く」行

為は、秦との同盟関係を断つ意思表示とする意見が多い。ところが、右に並べる「国符」の記載において、そのような理解は必ずしも一貫するものではない。右の『史記』張儀列伝の記事から、「宋の符を借り」る事例が見られ、それを「宋の盟約のしるしを借りる」として理解することは、後述の使者（卍士）を齊に派遣するとの文脈と齟齬が生じると指摘できる。それに対して、本稿は符の通行規制を解除する機能を用い、関所の通過証として貫通的理解をもって右の事例に当てはめて考えたい。すなわち、「宋の符を借り」るとは、「宋の通過証を借りる」ことを意味し、楚王の使者は両国の間に存在する宋国を通じて齊へ赴くに際し、宋の関所を通過する必要がある、そのために「宋符」を借りて目的を果たしたのである。ほかの「秦符」や「楚符」の事例も、「秦国の関所を通過するための通過証」や「楚国の関所を通過するための通過証」を意味し、符とは国境を超えて他国へ向かう時に用いる「わりふ」として理解できる。

およそ、地域間の隔たりが深刻となった戦国時代において、国と国が国交を立てる際に、自国関所の通過証である「国符」を渡すことで、相手国の使者を通らせ音信を交わす慣習があったのであろう。そして「国符」を破棄する（折る・焚く）ことで、相手国の関所を通過することができなくなり、音信不通の状態に陥ったら国交が絶たれるわけである。そのような結論からして、符には確かに「盟約のしるし」の意義を包含していると言える。しかし、原点を辿れば関所を通過する機能こそが符の本来の役割である。そして、閉鎖する地域と地域を繋げるその機能から、符は外交的役割の一端を担う

ことになったのであろう。さらに、富谷二〇一〇が検証したように、数多の「わりふ」の中で、符とは限定的な機能しか持たない通過証である。したがって、関所通過は国交においての必須条件であるが、如何に友好国とはいえども、無条件に「わりふ」を分け与え自由に国内を通行させるわけにはいかない。複数の関所通過を許す伝より、特定の単一の関所通過のみ許される符の運用は、発行側にとって把握しやすいため、国防などの要因からみても理にかなった措置と言える。以降、符は交通の機能より外交の役割を担い、後の時代まで継承されていく。

・『史記』范雎蔡澤列伝

穰侯の使者は王の重きを操り、決を諸侯に制し、符を天下に剖かち、適を政し国を伐ち、敢えて聴かざるもの莫し。⁴⁴の記事から、秦の昭王の時代に、穰侯魏冉は擅に権力を振るい、とりわけ秦王の代わりに他の国々と符を剖かち、外交を行うことが問題視され、失脚まで追われた彼は自分の封地で隠居するような始末となった。また、

・『史記』南越列伝

漢の十一年、陸賈を遣わして因りて佗を立てて南越王と為し、与に符を剖かちて使を通じ、百越を和集し、南邊の患害を為す母からしめ、長沙と境を接す。⁴⁵

の記事から、漢皇帝劉邦は南越と国交を結ぶために、功臣の陸賈を派遣し南越王の趙佗の地位を確定させる。その上で南越と符を剖かち、外交を行い両国の境目に当たる長沙に平和をもたらした。右のような歴史的変遷を経て、外交を行う際に符を使者に持参させる慣

習は、およそ前漢初期に定着する。

・「二年律令・盜律」簡【七四〇七五】

盜出財物於辺関、及吏部主智（知）而出者、皆与盜同法。
弗智（知）、罰金四兩。使者所以出、必有符致、毋符致、
吏智（知）而出之、亦与盜同法。

（盗かに財物を辺の関・徼より出だし、及びて吏部主知りて出だせば、皆な盗と法を同じくす。知らずんば、罰金すること四兩。使者の出づる所以に、必ず符致あり、符致母くんば、吏知りて之を出だせば、亦た盗と法を同じくす。）

とあるように、使者の通関に符・致を持参する必要性は明文化され、前漢初期に律令の規定となっていく。

右記の考察に見えるように、交通を掌る符は機能拡大により、戦国～秦漢時代において外交的な役割を果たした側面がある。無論、それを可能としたのは当時の社会情勢・地域環境であり、言うなれば限定的な東洋史的獨特の事象である。このような符に対する理解は、時代性の束縛が強くとこまで有効なのかは定かではない。が、右記に見える秦の昭王期と漢の高祖期における「国符」の使用から、少なくとも本稿の問題提起となる秦王子嬰と前漢文帝の時期にも一貫しているように考えられる。以上の推論に大過がなければ、秦漢帝国において符の運用は戦国時代の諸事情を継承したと指摘でき、その外交的な役割を持つが故に、符は璽とともに皇帝権力の分身にたり得たと解釈できよう。すなわち、政令伝達の機能を掌る璽は

「国内」における君主権限の全てを意味し、交通及び外交の機能を掌る符は「国外」における君主権限の全てを意味する。「国内」と「国外」両方の権限を備えてはじめて君主の讓位もしくは継承が完遂するものである。

六、終わりに

本稿は符に関わる基本情報を整理した上で、中国古代帝国の交通を律令の規定を用いて理解しその一端が窺えた。符という交通に使用する媒体は、交通そのものに多くの規制がかかっている古代社会において、政治的な要素が介在した結果、外交的な役割を果たす側面があった。その歴史的事象を継承したからこそ、符は璽とともに秦漢帝国における君主権力の象徴として見なされ、秦王子嬰の讓位と前漢文帝の即位の記事に登場したのである。

そして、春秋時代から戦国時代へ、戦国時代から秦漢帝国への発展過程において、中華世界の交通状況は激変し、元来の「国外」領域は次第に「国内」領域へと変化していく。封建制から郡県制への発展過程の中で、「国」を単位とする政治共同体が急激に減少していった。同時に「国符」の使用も衰退していき、やがて消滅してしまふと予想される。しかし、符そのものは「国符」の廃れによって消失することなく、文帝期における符の規定や居延符の使用などから片鱗が見えたように、依然と帝国支配に関わっていく。とりわけ前漢初期において、皇帝と臣下の関係を示す言葉として、伝世史料から次のような条文が見られる。⁽⁴⁶⁾

符を剖かち、世々絶ゆる勿し⁽⁴⁶⁾

この条文は、『史記』・『漢書』の曹參をはじめとする功臣たちの世家や列伝に散見される。その意味は、功臣たちと符を割かち、子々孫々にまで引き継がせていくとの約束だと思われる。この条文から、功臣たちは褒賞（封地）を賜うと同時に、とある特権の保持を約束されたと推定される。ところが、条文にある「符」とは何を意味しているかは明白ではない。ゆえに、皇帝となった劉邦が功臣たちと何を約束したかは定かではないのである。そこで、本稿の考察結果と合わせて考えれば、劉邦は功臣たちに関所を通過する許可証である符を分け与え、関所を自由に通過できる特権を与えたと解釈できる。果たしてその行為にどのような意義があり、古代帝国においてどのような支配構造を表わしているかは、今後の課題にしたいと思う。

註

- (1) 太尉乃跪上天子璽符、代王謝曰、至代邸而議之。……丞相平等皆曰、臣伏計之、大王奉高帝宗廟最宜稱、雖天下諸侯萬民以為宜。臣等為宗廟社稷計、不敢忽。願大王幸聽臣等。臣謹奉天子璽符再拜上。代王曰、宗室將相王列侯以為莫宜寡人、寡人不敢辭。遂即天子位。
- (2) 秦王王子嬰即係頸以組、白馬素車、奉天子璽符、降軹道旁。
- (3) 秦王王子嬰素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符館、降軹道旁。
- (4) 大庭脩『秦漢法制史の研究』創文社、一九八一
- (5) 冨谷至『文書行政の漢帝國』名古屋大学出版会、二〇一〇
- (6) 符、信也。漢制以竹、長六寸、分而相合。
- (7) 「わりふ」の一種。形態は「槩」と類似するとされる。
- (8) 初与郡国守相為銅虎符、竹使符。

- (9) 初与郡守為銅虎符、竹使符。
- (10) 応劭曰、銅虎符第一至第五、国家当發兵、遣使者至郡合符、符合乃聽受之。竹使符皆以竹箭五枚、長五寸、鐫刻篆書、第一至第五。
- (11) 師古曰、与郡守為符者、謂各分其半、右留京師、左以与之。
- (12) 『漢旧儀』、銅虎符發兵、長六寸。竹使符出入徵發。
- (13) 數以六為紀、符、法冠皆六寸、而輿六尺、六尺為步、乘六馬。
- (14) 張晏曰、水、北方。黑。終數六、故以六寸為符、六尺為步。
- (15) 一九三〇年代、敦煌やチベットを中心とする西域の調査の中、西北科学考察団によって漢代の木簡が発見され、これらは「居延漢簡」と総称される。「居延漢簡」に記されている内容はおよそ前漢の武帝期（太初年間）から後漢の和帝期（永元年間）にかけるものと推定される。
- (16) 『漢書』昭帝紀によれば、始元七年八月に年号改正が行われ、年号は始元から元鳳に改められたと記されている。したがって、始元七年は元鳳元年と同義で前八〇年であると特定でき、簡の製造はその年の八月より以前であると推定できる。
- (17) 榊山明「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために—」『木簡研究』一七、一九九五
- (18) 『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇（↓二〇〇一）
- (19) 簡【二九五・三〇五・三一五・三二五・三三五・三四五・三五五・三六五・三七五】の複合簡から見える一文である。
- (20) 『史記集解』引衛宏曰、「秦以前、民皆以金玉為印、龍虎紐、唯其所好。秦以來、天子獨以印稱璽、又獨以玉、羣臣莫敢用。」
- (21) 孟康曰、漢初有三璽、天子之璽自佩、行璽・信璽在符節臺。
- (22) 大庭脩監修、漢書百官公卿表研究会『漢書』百官公卿表訳注「朋友書店、二〇一四を参照。
- (23) 稲葉一郎「秦始皇の巡符と刻石」『書論』第二五号、一九八九
- (24) 鶴間和幸『秦帝國の形成と地域』汲古書院、二〇一三
- (25) 条文に見える「亡」を、単純に亡くす＝紛失するとの訳も通じるが、

本稿の考察によればこの「亡」は逃亡罪の亡に亡げると関連するので、こ
こはあえて「亡」すると表記する。

- (26) 『二年律令と奏讞書』上海古籍出版社、二〇〇七
- (27) 陶安あんど『秦漢刑罰体系の研究』創文社、二〇〇九
- (28) 林巳奈夫編『漢代の文物』朋友書店、一九九六
- (29) 永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎出版、一九八九
- (30) 大庭脩『漢簡研究』創文社、一九九二
- (31) 太公曰、主与将、有陰符、凡八等。有大勝克敵之符、長一尺。破軍擒將之符、長九寸。降城得邑之符、長八寸。卻敵報遠之符、長七寸。警衆堅守之符、長六寸。請糧益兵之符、長五寸。敗軍亡將之符、長四寸。失利亡士之符、長三寸。諸奉使行符・稽留、若符事聞泄、告者皆誅之。八符者、主將祕聞、所以陰通言語、不泄中外相知之術。敵雖聖智、莫之能識。
- (32) 木村正雄『中国古代帝国の形成―特にその成立の基礎条件―』不昧堂書店、一九六五（↓比較文化研究所、二〇〇三）
- (33) 齊桓公北伐山戎氏、其道過燕、燕君逆而出境、桓公問管仲曰、諸侯相逆固出境乎。管仲曰、非天子不出境。桓公曰、然則燕君畏而失礼也、寡人之道而使燕君失礼、乃割燕君所至之地以与燕君。諸侯聞之、皆朝於齊。
- (34) 那波利貞「支那都邑の城郭とその起源」史林一〇・二、一九二五
- (35) 鯨筑城以衛君、造郭以居人。此城郭之始也。
- (36) 昔者夏鯨作三仞之城、諸侯背之、海外有狡心。禹知天下之叛也、乃壞城平池、散財物、焚甲兵、施之以德。
- (37) 「黄河文明の形成」『岩波講座世界歴史4』岩波書店、一九七〇
- (38) 五井直弘『中国古代の城郭都市と地域支配』名著刊行会、二〇〇二
- (39) 齊王大怒、折楚符而合於秦。
- (40) 今王若欲因禍為福、伝敗為功、則莫若挑霸齊而尊之、使使盟於周室、焚秦符、曰、其大上計、破秦。其次、必長實之。
- (41) 乃使勇士至宋、借宋之符、北罵齊王。齊王大怒、折節而下秦。
- (42) 又身自醜於秦、扮之請焚天下之秦符者、臣也。
- (43) 則莫如遙伯齊而厚尊之、使使盟於周室、尽焚天下之秦符。約曰、夫上計破秦、其次長實之秦。
- (44) 穰侯使者操王之重、決制於諸侯、剖符於天下、政適伐国、莫敢不聽。
- (45) 漢十一年、遣陸賈因立佗為南越王、与剖符通使、和集百越、毋為南辺患害、与長沙接壤。
- (46) 剖符、世世勿絶。